

検査職員の補助者に関する委任簿

(国立大学法人岐阜大学契約実施規程第3条第4項関係)

〇〇学部

1. あなたに、国立大学法人岐阜大学契約実施規程第3条第4項の規定に基づき、検査職員の補助者として、次の事務を処理することを委任します。

- ① 50万円未満の購入物品等に係る納品日及び現物の確認
- ② 上記納品書への確認の押印又は自著及び納品日の記載
- ③ 納品に関し疑義がある場合の検査職員への報告

2. あなたが上記職務を行うにあたっては、国立大学法人岐阜大学会計規則第61条に規定する義務と責任が生じます。

3. あなたは、これらのことを承知の上、捺印して下さい。

【参考】国立大学法人岐阜大学会計規則第61条

(会計上の義務と責任)

第61条 本学の役員、職員及びこれらに準ずる者(以下「職員等」という。)は財務及び会計に関し適用または準用される法令並びにこの規則に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行う。

2 本学の職員等は、故意または重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合は、その損害を弁償する。

